

# 神河町軽・中度難聴児補聴器の購入費助成のご案内

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の言語習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器等購入費用の一部を助成します。 (※購入する前に申請が必要です。)

## ◆難聴の区分とめやす◆

デシベル	区分	聞こえの程度	対象
0	ふつうの聞こえ	ささやき声まで完全に聞きとれる	
10			
20			
30	軽度難聴	小さな声がやっと聞きとれる	助成対象
40			
50	中度難聴	普通の会話がやっと聞きとれる	
60			
70	高度難聴	大きな声の会話がやっと聞きとれる	身体障害者手帳の対象
80			
90	重度難聴	かなり大きな音がどうにか感じる	
100			
110			
120			

## ◆対象者◆

次のすべてにあてはまる方

- ①年齢が0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童
- ②保護者の住所が神河町内であること
- ③両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと
- ④補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること

## ◆助成対象となる補聴器等の種類と助成額◆

項目	名称	1台(1個・一式)当たりの助成額(円)	補聴器に含まれるもの	耐用年数
補聴器購入費	ポケット型	40,000	①補聴器本体(電池を含む) ②耳あて(イヤモールド:必要とする場合)	5年
	耳かけ型			
	耳穴型(レディメイド)			
	骨導式ポケット型	100,000	①補聴器本体(電池を含む) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型		①補聴器本体(電池を含む) ②平面レンズ	
	耳穴型(オーダーメイド)		①補聴器本体(電池を含む)	
	FM補聴システム(一式)		①送信機(充電電池を含む) ②受信機	
の交換費 耳あて等	耳あて(イヤモールド)	6,000		3か月以上
	耳穴型シェル(オーダーメイド)	18,000		

## ◆申請に必要なもの◆

①②の用紙は健康福祉課にあります。

- ① 神河町軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付申請書（様式第1号）
- ② 神河町軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付意見書（様式第2号）

※耳あて等交換のみの助成については、意見書不要ですが、申請書に医療機関名と利用中の補聴器種目・型番等を記載する。

- ③ 補聴器販売業者が作成した見積書

## ◆申請後の流れ◆

申請

神崎支庁舎内 健康福祉課

審査・決定

健康福祉課で内容を審査し、書面にて結果を通知します。

◇助成決定：申請者宛てに『助成交付決定通知書』、『助成券』及び『請求書兼委任状』を郵送します。

◇助成却下：申請者宛てに『交付申請却下通知書』を郵送します。

※申請から決定までに1週間ほど時間を要します。

購入・支払

① 『助成交付決定通知書』の到着後、補聴器販売業者（見積業者）から購入してください。

② 購入後、申請者は業者に『助成券』に記載してある利用者負担額を直接支払います。その際、『助成券』の「受領年月日」、「受領者氏名」及び『請求書兼委任状』の「請求者兼委任者」に記入・押印のうえ、業者へ渡してください。

### ◆お問い合わせ先◆

〒679-2414 神河町粟賀町630

神崎支庁舎内 健康福祉課

電話：32-2421

FAX：31-2800